

(外交防衛委員会)

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正 (締約国の第九回会合において

採択されたもの) の受諾について承認を求める件 (閣条第六号) (先議) 要旨

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、一九八七年 (昭和六十二年) 九月に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の下で、非締約国との貿易の禁止の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とし、一九九七年 (平成九年) 九月にモントリオールで開催された締約国の第九回会合において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、臭化メチルについて、この改正の効力発生の日から一年以内に非締約国からの輸入を禁止し、この改正の効力発生の日の後一年を経過した日以降、非締約国への輸出を禁止する。
- 二、締約国は、特定の規制物質について、生産量全廃の期限を経過した後においてもそれが達成できない場合には、当該物質で使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸出を禁止する。
- 三、締約国は、規制物質であつて、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸出入に関するライセンスの制度を設け及び実施する。